

## 一般社団法人 関西住宅産業協会 自主行動基準

一般社団法人 関西住宅産業協会（以下、「協会」という。）は、昭和36年3月に建設大臣認可の公益法人として、住宅建設用地の円滑な需給を図るため宅地政策を促進すると共に宅地造成並びにこれに附随する住宅建設事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として社団法人関西宅地経営協会として設立されました。

平成25年4月には公益法人制度改革により一般社団法人に移行し、同年5月には一般社団法人関西住宅産業協会に名称を変更したところです。

また、平成26年4月には、予てから懸案であった一般社団法人大阪住宅産業協会と合併が実現したところです。

当協会は、従前より法令の遵守は当然のこととして、消費者との信頼関係の構築に向け、消費者の擁護及び増進を図る趣旨で、会員企業の行う住宅リフォーム事業について、消費者が安心かつ安全に利用していただけるよう、自主的に行動基準を策定したものであります。

### 1. 消費者の満足向上

- (1) 協会及び会員は、消費者の一層多様化した要求の期待に応え、住宅リフォームにより住み心地や資産価値が最大となるよう、適切なアドバイスの提供を行うとともに、消費者に満足と信頼をいただけるように努める。
- (2) 協会及び会員は、消費者本位の考え方に立ち、その消費者の知識、経験及び財産の状況等に考慮し、常にその消費者に応じた対応を取り、常に消費者の理解度を確認しながら説明をする。

### 2. 情報の提供

- (1) 協会及び会員は、消費者が適切な選択と判断ができるよう、常に新しい情報を入手するとともに、消費者の不利益になる事柄や、消費者の健康、安全に関わる事柄については常に十分な説明をし、正確な情報を提供する。
- (2) 協会及び会員は、住宅リフォーム工事等の品質等に関する広告その他の表示については、消費者に誤認を与えることのないように、常に必要な情報を的確に提供することに努める。

### 3. 見積り、契約等の書面

- (1) 会員は、消費者に対して、親切行為、無料検査その他の無償又は著しい廉価

での提供等、著しく消費者が有利となる条件を提示し、説明を行い、これにより消費者が受ける心理的負担を利用した勧誘及び販売は行わない。

- (2) 会員は、判断力不足の懸念のある消費者に対して勧誘活動を行う場合には、住宅リフォーム工事の特性及び施工方法等の内容説明について一層の注意を払い、十分な判断力を備えた親族等の立会い及び同意を得た上で実施するものとする。また、契約の解除に関する説明は特に正確・誠実に行う。
- (3) 会員は、見積りにあたっては、「内訳明細を記載した見積書」等を作成し、消費者に対し、その内容を分かりやすく、誤解を与えないよう、十分に説明する。
- (4) 会員は、契約の締結にあたっては、当該リフォーム工事の特性及び施工方法等を十分に理解した上で、契約書及び契約約款等の内容について、消費者に対し、わかりやすく、誤解を与えないよう、十分に説明する。
- (5) 会員は、契約の解除に関する説明は特に正確・誠実に行う。
- (6) 協会は、会員に対し、見積り及び契約の締結にあたっては、住宅リフォーム推進協議会がウェブサイトで公開している諸様式の使用を推奨する。
- (7) 会員は、設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を呈示するなどして正確に伝える。
- (8) 会員は、勧誘、見積り及び契約の締結にあたっては、実現不可能な約束や、会員が社として認めていない特約を付す等の説明又は契約はしない。

#### 4. モラルの向上

- (1) 協会及び会員は、関係法令、当社の倫理憲章等に定められた事項を遵守し、さらに高い品性と見識を磨き誠実な行動でモラルを高めるとともにその保持に努める。
- (2) 協会及び会員は、協会及び会員の従業員が消費者と接するときには、節度ある態度・姿勢を保つよう、従業員に対し指導・教育を行い、従業員はこれを遵守する。
- (3) 協会及び会員は、事実と反して他社又は他社の住宅リフォーム工事等を誹謗するような言動はしない。

#### 5. 技術・技能の研鑽

- (1) 協会及び会員は、消費者に満足と信頼をいただけるよう、住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。また、会員の下請・関連企業についても同様とする。
- (2) 協会は、会員事業者の受注担当員等（社員及び関係者）に対する教育指導の徹底を期し、その資質の向上に努めるものとする。
- (3) 協会は、全国あるいは支部ごとに、体系的な教育・研修プログラムを策定し、これを実施し、会員は、協会が実施する研修等を継続的に受講する。

#### 6. 苦情処理等の対応

(1) 協会及び会員は、消費者にとってよき相談者となり、緊急事態が発生した場合や瑕疵等は迅速・誠実に対応する。

なお、会員の対応が不十分な場合には、必要に応じて協会の役員が、協会の責任において、誠意をもって早期問題解決を図るように努めるとともに、次のとおり団体受付窓口を設置する。

(窓口)

一般社団法人 関西住宅産業協会

〒541-0048

大阪府中央区瓦町4丁目4番8号 瓦町4丁目ビル6階

TEL 06-4963-3669

FAX 06-4963-3766

E-mail info\_kanjukyo@kanjukyo.or.jp

(2) 会員は、消費者からの相談及び苦情等に対応するため、相談受付窓口を設置する。

(3) 協会は、協会及び会員の本基準違反への対応や相談・苦情の実態を定期的に公開するものとする。

(4) 協会は、会員が本自主行動基準又は会員の自主行動基準に違反した場合は、改善勧告や権利の停止、除名等の措置を取るとともに、それらの内容を公開するものとする

## 7. 工事に際しての配慮

(1) 会員は、工事等に伴うトラブルを未然に防止するとともに、資材の搬入条件も考慮の上、建物の安全と品質を確保し、効率良く作業を進め、近隣や他の居住者、外来者に対して迷惑をかけないように努める。

## 8. 個人情報の保護

(1) 協会及び会員は、適法かつ公正な手段によって取得した消費者の個人情報を適正に取り扱うものとする。

(2) 協会及び会員は、取得した消費者の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん等を防止するため、必要な対策を講じて適切な安全管理を行うものとする。

(3) 協会及び会員は、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の法令に定める場合を除き、あらかじめ消費者の同意を得ることなく消費者の個人情報を第三者に提供することはない。

(4) 協会及び会員は、あらかじめ消費者の同意を得たうえで、業務に必要な最小限の範囲内で消費者の個人情報を業務委託先へ提供することがあるが、この場合は、業務委託先に対して、適切に消費者の個人情報を取り扱う者を選定させ、必要かつ適切な監督を行うものとする。

## 9. 人権の尊重

(1) 協会及び会員は、全ての人の人権を尊重した事業展開を図るものとする。

## 10. 環境への配慮

(1) 協会及び会員は、消費者の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と資源の有効利用等、省資源・省エネルギー・リサイクルの推進・廃棄物の適正処理等を行い、地球環境に配慮した事業展開に努めるとともに、これらに関連する情報の提供にも努める。

## 11. 基準の見直し

(1) 協会は、時代・社会背景を吟味し、本基準を1年ごとに見直すものとする。

## 12. 会員名簿

・この自主行動基準にかかる会員名は、次に記載のものとしします。

- ① (株) ビーバーリフォーム 代表者 川野 秀樹  
〒583-0011 藤井寺市沢田1-30-13  
Tel 072-953-1071 Fax 072-955-7991
  
- ② (株)尾崎住宅センター 代表者 浅田 司郎  
〒598-0005 泉佐野市市場東3丁目198-3  
Tel 072-462-3721 Fax 072-464-0206
  
- ③ 太平産業(株) 代表者 香田 亘弘  
〒566-0001 摂津市千里丘1丁目9-14  
Tel 06-6388-4147 Fax 06-6389-2325
  
- ④ 近藤建設工業(株) 代表者 近藤 良一  
〒530-0027 守口市八島町1番12号守口KSビル4階  
Tel 06-6993-3438 Fax 06-6993-3410
  
- ⑤ 河野工務店 代表者 河野 裕明  
〒530-0021 大阪市北区浮田2-1-3MBCビル  
Tel 06-6486-2470 Fax 06-6486-2478
  
- ⑥ (株)前田組 代表者 前田 浩輝  
〒572-8505 寝屋川市大成町1-1  
Tel 072-824-1111 Fax 072-824-2552

⑦ (株) サンワコーポレーション 代表者 中野 健司  
〒569-1123 高槻市芥川町2-14-21  
Tel 072-681-9111 Fax 072-681-0071